

# 華道部規約

第1条 名称を華道部とする。

第2条 活動目的

第1項 華道を通して、地域との活動を活発にする。

第2項 級の取得を目指して、個々の技術を向上させる。

第3条 活動内容

第1項 定期活動

毎月第2、第4水曜日に文化系クラブハウス214号室において、講師を招き、級の取得に向けて練習する。

第2項 海遊祭での展示

個々の作品と、卒業生の卒業制作を展示する。また、今までの活動や、草月流の紹介を行う。

第3項 浜田市成人式の壇上花設置

浜田市成人式会場の壇上花を生ける。

第4項 留学生との交流

島根県立大学を訪問している留学生と、華道を通じて交流を行う。

第5項 オープンキャンパスのテーブル花設置

島根県立大学のオープンキャンパスにて、学生会館のテーブルに花を生ける。

第4条 役員組織、選出方法

第1項 部長、副部長、会計を決定して、部活動の中心とする。

第2項 立候補、または推薦によって、部員の同意の上で、部長、副部長を決定する。

第5条 部費

第1項 活動がある度に、1人1000円ずつ徴収する。

第6条 必要経費

第1項 部活動に必要な経費は部費から賄う。

附則

この規約は、平成13年6月25日から施行する。